

塩竈市市制施行80周年記念事業冠・ロゴマーク使用規程

令和3年3月26日

1. 趣旨

この規程は、塩竈市市制施行80周年記念の冠名称（以下「冠」という）及び塩竈市市制施行80周年記念ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という）を使用する際の取扱いについて、必要な事項を定める。

2. 使用承認基準

市長は、国、地方公共団体、その他団体又は個人が主催する事業で、その内容が、塩竈市市制施行80周年記念事業基本方針のテーマ及びコンセプトに則したものであると認められるものについて、冠及びロゴマークの使用を承認することができる。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- (1) 塩竈市の信用又は品位を害し、又は害するおそれのあるとき。
- (2) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人又は団体の売名行為、政治活動、若しくは宗教活動等に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (4) 自己の商標、意匠その他これに類するものとして独占的に使用し、又は使用するおそれのあるとき。
- (5) 塩竈市暴力団排除条例（平成24年条例第36号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第4号に規定する暴力団員等が関係し、又は関係するおそれのあるとき。
- (6) その他市長が不相当と認めるとき。

3. 使用承認手続

冠及びロゴマークを使用しようとする者は、事前に「塩竈市市制施行80周年記念冠・ロゴマーク使用（変更）申請書」を提出し、市長の承認を得るものとする。

市長は提出された申請書を審査の上、「塩竈市市制施行80周年記念冠・ロゴマーク使用（変更）承認書」または「塩竈市市制施行80周年記念冠・ロゴマーク使用（変更）不承認書」を交付する。

ただし、市、市議会又は行政委員会が行う事業については、申請を不要とする。

4. 使用変更手続

冠及びロゴマークの使用を承認された者（以下「使用者」という）は、承認された事項に変更があるときは、事前に「塩竈市市制施行80周年記念冠・ロゴマーク使用（変更）申請書」を提出し、市長の承認を得るものとする。

市長は提出された申請書を審査の上、「塩竈市市制施行80周年記念冠・ロゴマー

ク使用（変更）承認書」または「塩竈市市制施行80周年記念冠・ロゴマーク使用（変更）不承認書」を交付する。

ただし、市、市議会又は行政委員会が行う事業については、申請を不要とする。

5. 使用方法

使用者は、冠を使用する場合は「塩竈市市制施行80周年記念」又は「祝 塩竈市市制施行80周年」のどちらかを使用すること。

ロゴマークを使用する場合は、塩竈市市制施行80周年記念ロゴマーク使用ガイドライン（以下「ガイドライン」という）に則り使用すること。

6. 遵守事項

使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 完成物を提出すること。ただし、完成物の提出が困難であると認められるときは、その写真をもって代えることができる。
- (2) 承認された目的及び用途のみに使用すること。
- (3) 承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 第三者へロゴマークのデータを提供しないこと。
- (5) ロゴマークのデザインが、ガイドラインの禁止事項に該当しないこと。

7. 違反した場合の取扱い

使用者が、6に定める事項を遵守しなかったとき又はその他この規定に違反したときは、その承認を取り消し、使用の中止を命ずることができる。

それにより使用者に生じた損害については、市はその責任を負わない。

8. 免責事項

使用者がその使用によって第三者に対して損害又は損失を与えたときは、市はその責任を一切負わないものとする。

9. 使用期間

冠及びロゴマークの使用期間は、使用承認日から令和4年3月31日までとする。

ただし、市長が特に認めた場合はこの限りではない。

10. 使用料等

冠又はロゴマークの使用料は、無料とする。

11. ロゴマークに関する権利

ロゴマークに関する著作権その他一切の権利は塩竈市に帰属する。